

職務発明に関する訓令を次のように定める。

昭和39年11月12日

防衛庁長官 小 泉 純 也

職務発明に関する訓令

改正 昭和45年6月16日庁訓第23号
昭和53年1月31日庁訓第3号
昭和59年6月30日庁訓第37号
昭和62年7月1日庁訓第32号
平成元年3月4日庁訓第6号
平成2年11月14日庁訓第42号
平成5年3月23日庁訓第7号
平成5年6月30日庁訓第45号
平成9年1月17日庁訓第1号
平成13年1月6日庁訓第2号
平成14年3月29日庁訓第40号
平成18年3月27日庁訓第12号
平成18年7月28日庁訓第83号
平成18年12月26日庁訓第110号
平成19年8月30日省訓第145号
平成20年3月25日省訓第12号
平成21年7月29日省訓第48号
平成27年10月1日省訓第39号
令和元年6月20日省訓第8号
令和3年4月27日省訓第24号
令和4年3月15日省訓第10号
令和4年3月31日省訓第48号
令和7年3月21日省訓第34号
令和7年3月28日省訓第89号

第1章 総則

(目的)

第1条 この訓令は、防衛省の職員がした職務発明の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この訓令において用いる次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職務発明 職員がした発明（防衛省の職員以外の者と共同してしたものも含む。以下同じ。）であつて、その発明が性質上防衛省の業務範囲に属し、かつ、その発明をするに至つた行為が防衛省におけるその職員の現在又は過去の職務に属するものをいう。
- (2) 所属長 大臣官房各局にあつては官房長又は局長、防衛省本省の施設等機関にあつては当該施設等機関の長、統合幕僚監部、統合作戦司令部及び自衛隊サイバー防衛隊にあつては統合幕僚長、陸上自衛隊、自衛隊情報保全隊、自衛隊海上輸送群、自衛隊体育学校、自衛隊中央病院、陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院及び自衛隊地方協力本部にあつては陸上幕僚長、海上自衛隊及び海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院にあつては海上幕僚長、航空自衛隊及び航空幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院にあつては航空幕僚長、情報本部にあつては情報本部長、防衛監察本部にあつては防衛監察監、地方防衛局にあつては地方防衛局長、防衛装備庁にあつては防衛装備庁長官をいう。
- (3) 官房長等 前号に掲げる者であつて防衛装備庁長官以外の者をいう。

第2章 職務発明の届出及び認定

(職務発明の届出)

第3条 職務に関連して発明をした職員（以下「発明者」という。）は、当該発明が職務発明に該当すると認めるときは、当該発明について、完成後速やかに、発明者の氏名、所属、官職、発明の名称、発明した目的動機、発明の持分、発明者の要望事項等について、所属長に届け出なければならない。

(職務発明の認定)

第4条 所属長は、前条の届出を受理したときは、速やかに、当該届出に係る発明を審査し、当該発明が職務発明に該当するかどうかを認定し、その結果及び発明の名称について発明者に通知しなければならない。

2 発明者及び当該発明に係る職員は、前項の所属長による審査における所属長の求めに対して、必要な資料の提出及び説明をしなければならない。

(職務発明に関する権利の承継)

第5条 前条第1項により職務発明に該当すると認定された場合は、当該職務発明に係る発明が完成したときまで遡及して、発明者の持分について国が特許を

受ける権利を取得する。

第3章 出願前協議及び特許出願

(出願前協議及び特許出願の決定)

第6条 発明者は、当該発明者がした職務発明について特許出願の決定を求める場合は、第4条第1項の規定により職務発明に該当すると認定した所属長に対して、上申するものとする。ただし、当該職務発明について複数の発明者がいる場合は、当該発明者を代表する者が他の発明者の同意を得た上で、上申するものとする。

2 前項において、当該職務発明が防衛省以外の者と共同してした発明である場合は、上申しようとする発明者が当該防衛省以外の者の同意を得た上で上申するものとする。

3 所属長は、前2項の規定による発明者の上申を受けた職務発明について審査し、防衛装備庁長官（以下「長官」という。）と協議の上、当該職務発明について特許出願することが防衛省の業務上必要であるかどうかについて決定し、直ちにその結果を発明者に通知しなければならない。ただし、所属長が長官である場合は、協議を要しない。

4 長官は、官房長等から前項の規定による協議を受けたときは、当該職務発明について審査し、特許出願することが防衛省の業務上必要であるかどうかの意見を当該官房長等に回答するものとする。

5 長官が前2項の審査をする場合において、当該職務発明が防衛省以外の者との共同出願となるときは、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号。以下「経済安全保障推進法」という。）第66条第2項前段の規定による申出を行うべきかどうかも含め、審査するものとする。

6 第3項の決定において、当該職務発明が防衛省以外の者との共同出願となる場合であって、かつ、前項の審査において長官が経済安全保障推進法第67条第1項に掲げる発明に該当する蓋然性が高いと判断した場合において、特許出願することが防衛省の業務上必要であると決定するときは、所属長は、経済安全保障推進法第66条第2項前段の規定による申出を特許出願に付すことを併せて決定するものとする。

7 発明者及び当該職務発明に係る職員は、第3項から第5項までの所属長及び長官による審査における所属長又は長官の求めに対して、必要な資料の提出及び説明をしなければならない。

8 官房長等は、第3項の規定により職務発明について特許出願することが防衛省の業務上必要であると決定したときは、第3条の届出の写し及び第4条第1項の発明者への通知の写しを添え、当該職務発明について特許出願することが

防衛省の業務上必要であることを決定した理由及び共同出願を妥当と認める理由（当該職務発明が防衛省以外の者との共同出願となる場合に限る。）を示して長官に特許出願を依頼しなければならない。

- 9 前項の場合において、第6項の規定により官房長等が経済安全保障推進法第66条第2項前段の規定による申出を特許出願に付すことを決定したときは、官房長等は、内閣府・経済産業省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特許出願の非公開に関する命令（令和5年内閣府・経済産業省令第5号）第2条第1項に規定する申出書を依頼に添付するものとする。

（特許出願）

第7条 長官は、前条第3項の規定により自ら発明者に特許出願することが防衛省の業務上必要であると決定した旨を通知したとき、又は前条第8項の規定により官房長等から特許出願の依頼を受けたときは、必要な特許出願の手続（防衛省以外の者との共同出願となる場合の共同出願人との協定及び前条第6項の規定に基づき決定した申出に係る手続を含む。）を行うものとする。この場合において、職務発明に関与した発明者は、当該特許出願その他の特許を受けるために必要な措置（外国での一切の手続を含む。）に協力しなければならない。

- 2 長官は、前項の規定による特許出願において、特許法（昭和34年法律第121号）第17条から第17条の5までに規定する補正を要する場合又は特許法第44条第1項に規定する特許出願の分割を要する場合等については、必要に応じて出願内容の修正、分割、取下げ等を行うことができる。

（特許出願の取り下げ）

第8条 長官は、経済安全保障推進法第66条第2項前段の規定による申出を行った特許出願について、経済安全保障推進法第71条の通知を受けた場合、速やかに特許出願の取り下げの手続を行うものとする。

（発明者の特許出願に対する制限）

第9条 発明者は、第4条第1項の規定により自らの発明が職務発明に該当しないと認定した旨の通知を受けた後でなければ、当該発明について特許出願をしてはならない。

（第三者への権利譲渡に対する制限）

第10条 発明者は、第4条第1項の規定により自らの発明が職務発明に該当しないと認定した旨の通知を受けた後でなければ、当該発明に係る特許を受ける権利を第三者に譲渡してはならない。

（拒絶査定等の通知）

第11条 長官は、第7条第1項の規定により特許出願の手続を行った発明について、拒絶査定若しくは出願無効の処分を受けた場合において当該処分が確定

したとき、特許出願を取り下げたとき又は経済安全保障推進法の規定に基づく通知を受けたときは、遅滞なくその旨を発明者に通知しなければならない。この場合において、当該特許出願が第6条第8項の官房長等の依頼により行われたものであるときは、長官は、官房長等を経て発明者に通知するものとする。

第4章 職務発明審査委員会

(設置)

第12条 防衛省に、職務発明審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、防衛大臣の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 第17条第3項の規定による審査請求に関すること。

(2) その他職務発明に関し防衛大臣が必要と認めること。

(組織)

第13条 委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。

2 委員長は、長官とする。

3 委員は、職員のうちから防衛大臣が指名する。

(運営)

第14条 委員長は、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が委員長の職務を代理する。

3 委員は、委員長の命を受け、会務を掌理する。

(関係職員の出席)

第15条 委員会は、必要があると認める場合は、関係職員の出席を命ずることができる。

2 委員会は、第12条第2項第1号に掲げる事項を審議する場合は、発明者に対し意見を述べる機会を与えなければならない。

(庶務)

第16条 委員会の庶務は、防衛装備庁技術戦略部技術振興官が行う。

第5章 雑則

(不服の申立て)

第17条 発明者は、所属長による第4条第1項の認定又は第6条第3項の決定に対して不服があるときは、当該認定又は当該決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、書面により当該所属長を経て防衛大臣に審査請求をすることができる。

2 所属長は、前項の審査請求書を防衛大臣に進達するときは、審査請求に対する弁明書を提出しなければならない。

3 防衛大臣は、第1項の規定により審査請求のあった認定又は決定について、職務発明審査委員会の議を経て審査し、審査請求の理由がないときは、裁決で

当該審査請求を棄却し、審査請求の理由があるときは、裁決で当該認定若しくは決定の全部を取り消し、又はこれを変更するものとする。ただし、審査請求人の不利益に当該認定又は決定を変更することはできない。

- 4 防衛大臣は、前項の裁決の結果を所属長を経て審査請求人に通知するものとする。

(補償金の支払等)

第18条 長官は、第7条第1項の規定により特許出願の手続を行った発明について特許権の設定登録を受けたときは、遅滞なく、発明者に対しその旨を通知し、登録補償金請求書を、特許庁から当該設定登録を受けたことを通知された日の属する年度の翌々年度の4月1日から4月30日までの間に提出させなければならない。この場合において、長官は、官房長等により職務発明の認定が行われたものであるときは、当該官房長等を経て設定登録を受けた旨を通知するものとする。

- 2 長官は、国に帰属した職務発明に係る国内又は外国における特許出願中の発明又は特許権の運用又は処分により収入を得たときは、発明者に対し各年度における収入実績を通知し、これに基づく実施補償金請求書を当該収入を得た年度の翌々年度の4月1日から4月30日までの間に提出させなければならない。

- 3 長官は、国に帰属した職務発明に係る特許発明（物の発明又は物を生産する方法の発明に限る。）の特許権の設定の登録後の国内における実施により物の生産において利益を得たときは、発明者に対し各年度における利益実績を算定の上通知し、これに基づく実施補償金請求書を当該利益を得た年度の翌々年度の4月1日から4月30日までの間に提出させなければならない。

- 4 前項に規定する特許発明の国内における実施を伴う物の調達その他の方法による生産を計画する各機関の長（防衛省所管国有特許権等の管理に関する訓令（昭和40年防衛庁訓令第2号）第2条に規定する各機関の長をいう。次項において同じ。）は、同項の利益実績の算定に必要な資料を長官に送付しなければならない。

- 5 第3項に規定する特許発明の国内における実施を伴う物の調達その他の方法による生産を実施する各機関の長は、別に定めるところにより、長官が行う同項の利益実績の算定に協力しなければならない。

- 6 長官は、登録補償金請求書又は実施補償金請求書の提出を受けたときは、発明者に、登録補償金又は実施補償金の支払を行わなければならない。

- 7 前各項の規定の実施のための手続その他の必要な事項については別に定める。

(守秘義務)

第19条 発明者及び職務に関して発明の内容を知得した職員は、次の各号に掲げる日のうち最も早い日までは、当該発明の内容を漏らしてはならない。ただし、経済安全保障推進法第75条第1項に規定する発明共有事業者へ開示する場合は、この限りでない。

- (1) 経済安全保障推進法第66条第3項に基づく通知を受けることなく特許出願の日（同条第4項に基づき当該特許出願の日の読み替えがなされた場合は、当該日）から3月を超えた日
- (2) 長官が経済安全保障推進法第66条第10項に基づく通知を受けた日
- (3) 長官が経済安全保障推進法第71条に基づく通知を受けた日
- (4) 長官が経済安全保障推進法第77条第2項に基づく通知を受けた日
- (5) 発明者が第6条第3項に基づく特許出願することが防衛省の業務上必要でないと決定した旨の通知を受けた日（ただし、発明者が第17条第1項に規定する審査請求をした場合は、防衛大臣が同条第4項の通知をした日）
- (6) 発明者が第6条第1項の上申を行わないとして理由を付して所属長に届け出た場合は、当該届出の日（当該職務発明について複数の発明者がいる場合は、他の発明者全員（防衛省以外の者と共同してした発明である場合は、当該防衛省以外の者を含む。）の同意を得た上で届け出た日）

2 前項の規定は、他の定めによる守秘義務を免れるものと解してはならない。

3 職務発明が経済安全保障推進法第70条第1項に基づき保全対象発明に指定された場合、発明者及び職務に関して当該職務発明の内容を知得した職員は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特許出願の非公開に関する内閣府令（令和5年内閣府令第78号）第10条の規定を踏まえて長官が定める適正管理措置に基づき、当該職務発明の内容を管理しなければならない。

（実用新案及び意匠に関する準用）

第20条 この訓令は、職員がした考案又は意匠の創作（防衛省の職員以外の者と共同してしたものを含む。以下「考案等」という。）であって、その考案等が性質上防衛省の業務範囲に属し、かつ、その考案等をするに至った行為が防衛省におけるその職員の現在又は過去の職務に属するものの取扱いについて準用する。この場合において、第19条第1項中「次の各号に掲げる日のうち最も早い日」とあるのは、「出願した日」に読み替える。

（委任規定）

第21条 この訓令に定めるもののほか、職務発明の届出等の様式、第19条第3項に規定する適正管理措置等の特許出願の非公開に関する手続において必要な細部要領その他職務発明の取扱いについて必要な事項は、長官が定める。

附 則（抄）

- 1 この訓令は、昭和39年11月12日から施行する。
- 2 任務発明等に関する訓令（昭和28年保安庁訓令第26号）は廃止する。

附 則（昭和45年6月16日庁訓第23号）

この訓令は、昭和45年6月16日から施行する。

附 則（昭和53年1月31日庁訓第3号）

この訓令は、昭和53年1月31日から施行し、改正後の職務発明に関する訓令第17条第3項の規定は、昭和52年1月1日以後に得た利益について適用する。

附 則（昭和59年6月30日庁訓第37号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則（昭和62年7月1日庁訓第32号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和62年7月1日から施行する。

附 則（平成元年3月4日庁訓第6号）（抄）

- 1 この訓令は、平成元年3月4日から施行する。
- 5 この訓令の施行の際現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

附 則（平成2年11月14日庁訓第42号）

この訓令は、平成2年12月1日から施行する。

附 則（平成5年3月23日庁訓第7号）（抄）

- 1 この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成5年6月30日庁訓第45号）

この訓令は、平成5年7月1日から施行する。

附 則（平成9年1月17日庁訓第1号）

この訓令は、平成9年1月20日から施行する。

附 則（平成13年1月6日庁訓第2号）（抄）

- 1 この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成14年3月29日庁訓第40号）

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月27日庁訓第12号）（抄）

- 1 この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成18年7月28日庁訓第83号）（抄）

- 1 この訓令は、平成18年7月31日から施行する。

附 則（平成18年12月26日庁訓第110号）

この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成19年8月30日省訓第145号）（抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成20年3月25日省訓第12号）（抄）
（施行期日）

1 この訓令は、平成20年3月26日から施行する。

附 則（平成21年7月29日省訓第48号）
この訓令は、平成21年8月1日から施行する。
附 則（平成27年10月1日省訓第39号）（抄）
（施行期日）

第1条 この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（令和元年6月20日省訓第8号）

1 この訓令は、令和元年7月1日から施行する。

2 この訓令による改正後の様式を使用するに当たっては、必要に応じ、各様式中「令和」とあるのは「平成」とする修正を加えたものを使用することができる。

附 則（令和3年4月27日省訓第24号）
（施行期日）

1 この訓令は、令和3年4月27日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の職務発明に関する訓令様式第2、様式第5及び様式第6の様式による書類は、この訓令による改正後の職務発明に関する訓令様式第2、様式第5及び様式第6の様式による書類とみなす。

附 則（令和4年3月15日省訓第10号）
この訓令は、令和4年3月17日から施行する。

附 則（令和4年3月31日省訓第48号）（抄）
（施行期日）

1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正後の職務発明に関する訓令の規定は、令和4年4月1日以降に完成した職務発明について適用し、同日前に完成した職務発明については、なお従前の例による。

附 則（令和7年3月21日省訓第34号）
この訓令は、令和7年3月24日から施行する。

附 則（令和7年3月28日省訓第89号）
（施行期日）

1 この訓令は、令和7年3月28日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正前の職務発明に関する訓令第3条による発明届の提出、第4条による認定、第5条第2項及び第3項による決定並びに第6条第1項による審査請求については、それぞれこの訓令による改正後の職務発明に関する訓令第3条による届出、第4条第1項による認定、第6条第3項による決定及び第17条第1項による審査請求とみなす。
- 3 この訓令による改正前の職務発明に関する訓令第17条ただし書の承認を受けたものについては、この訓令による改正後の職務発明に関する訓令第19条第1項の規定は適用しない。